

【イギリス】嘘発見器を使った性犯罪者監視制度の試行

海外立法情報課・岡久 慶

* 2008年9月19日、司法省犯罪者管理局は、保護観察官が釈放された性犯罪者の危険度を計測する手段として、嘘発見器によるテストを強制的に行う制度を3年間試行すると発表した。同局は、2009年4月から限定された地域で3年間の試行期間を持ち、その結果を踏まえて制度を全国に拡大するとしている。

イギリスの刑務所人口の増加は目覚しく、1990年度に約4万5000人であったものが、2008年8月現在で8万3852人に増加し、2013年には9万人から10万人に達するとも予測される（日本は18年度末で8万805人）。2007年7月に成立した、2007年犯罪者管理法（Offender Management Act 2007 (c.21)）は、刑務所人口抑制を目的とした法律であり、保護観察業務を市場に開放することを含めた規定を盛り込み、刑執行から社会復帰に至る管理の強化を目指している（注1）。

同法の第28-30条は、指定された性犯罪の廉で12か月以上の拘禁刑を言い渡され、その上で仮釈放された者に対して、仮釈放条件の遵守を監視し、当該の者を管理することを目的として、嘘発見器のテストを強制する権限を主務大臣に与えている。ただし、このテストで取得したデータを当該の者を被告とした裁判で使うことはできない。この規定は、労働党の2005年総選挙のマニフェストに掲げられた公約でもある。

今回の試行に併せて、上記の規定を施行するための委任立法の公開協議書（注2）が発表され、本格実施への道筋がつけられることとなった。

嘘発見器の実効性

法律で明記されているように、これまで嘘発見器は、裁判において証言の信用性を保証できない不確かなものとして扱われてきた。1978～1981年に設置された刑事司法手続きに関する王立委員会は、「（嘘発見器は）不正確でイギリスにおける導入には耐えない」と結論づけている。しかし、2003年から2006年にかけて、内務省が行った性犯罪者への嘘発見器の試験的適用（自発参加）において、その効果が見直されることとなった。この試行は保護観察官の業務遂行に嘘発見器が有効か否かを判断することを目的とし、10箇所の保護観察区域において、347人を対象に行われた。

テストにおいては、性の遍歴、保釈条件の遵守、その他該当者が否定する犯した犯罪に関する事実確認という3つのカテゴリーにおいて、Yes/Noの二択で幾つかの質問に回答することが要請された。この結果、最初にテストを受けた者の79%、さらに再テストを受けた者の78%が観察や治療に関連する重要な情報を明かしており、これらの30%が嘘発見器の結果を突きつけられた結果によるものだった。嘘発見器のテストを受けた犯罪者は、受けなかった犯罪者に比べて再犯の危険性を認める傾向が見られ、

試行に関わった保護監察官の90%以上が嘘発見器によるテストが業務上有効であると回答している。

しかしながら、この試行はあくまでも自発参加に基づくもので、参加したのは該当する犯罪者の43%にすぎない。嘘発見器導入に必要な、より正確なデータを確保するために、今回の強制的なテストを試行することとなった。

試行の概要と公開協議の提案

司法省が発表した公開協議書は、強制的な嘘発見器テストの制度を施行するための仕様を次のように規定すべきと提案している。

- ・備品の要件：使用される機器は、発汗に関連した胸郭、腹部の運動、汗腺の活動の結果としての皮膚電気の状態、心拍数と血圧の変化に伴う心臓血管の活動等を継続的に記録するものであること。
- ・試験官の資格及び経験の要件：嘘発見器の仕組み、関連した生理学及び心理学、使用にあたっての技術及び手順、並びに結果分析等について知識を有し、有罪判決を受けた性犯罪者の試験に必要な訓練を経験しており、また嘘発見器及び性犯罪者評価に関連した最新の技術開発に対応した訓練が受けられる枠組が整っていること。
- ・テスト管理の要件：有罪判決を受けた性犯罪者の試験を監督する者を置き、嘘発見器テストを定期的に審査させること。この監督者は、保護観察官や受験者を担当する試験官を兼任してはならないこと。
- ・嘘発見器テストの要件：受験者は事前に必要な説明を受けている旨を、署名によって証明すること。テストは最短で90分かかり、1テストにつき質問は4つとされ、経過はビデオで記録される。
- ・有罪判決を受けた性犯罪者の試験の報告書の要件：嘘発見器のテストを行う都度、日付、質問内容、受験者の回答、テスト前後に受験者が明かした情報、受験者の危険度又はその他当該の者の管理に関連した情報等をまとめた事後報告書を保護観察機関に提出すること。

嘘発見器によるテストは、委託された民間会社が行う。司法省は、テストはあくまでも受験者の今後の処遇を考慮する際の判断材料の1つであり、結果が再調査に発展することはありうるが、即座に仮釈放条件の違反や刑務所への送致が必要であると判断されるわけでないとして主張している。

注(インターネット情報はすべて2008年10月22日現在である。)

(1) 「【イギリス】[立法情報]犯罪者管理法案」『外国の立法』, 2007.2.

<<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000041446001.pdf>>

(2) 次の司法省ウェブページ「性犯罪者への強制的嘘発見器テストの規則」を参照

<<http://www.justice.gov.uk/publications/mandatory-polygraphy-consultation.htm>>